

半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域脱炭素への移行及び再生可能エネルギーの導入推進を図るため、予算の範囲内において、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱(令和6年7月23日環地域事発第2407232号。以下「国交付要綱」という。)、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)実施要領(令和6年7月23日環地域事発第2407232号。以下「国実施要領」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱において使用する用語の例による。

(補助金の種類等)

第3条 補助金の種類、補助の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 本市の市税に滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体の構成員又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書(様式第1号の1、様式第1号の2、様式第1号の3)に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 半田市長(以下「市長」という。)は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の変更、中止又は取下げ(以下「変更等」という。)をしようとする場合は、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金(変更・中止・取下)承認申請書(様式第3号)に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金(変更・中止・取下)決定通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(交付の条件)

第7条 事業を実施する場合において、この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、その他の法令及び関連通知を遵守すること。
- (2) 補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業者は、取得財産等のうち次のアからウに掲げる財産を、市長の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(破棄を含む。)を行ってはならない。
 - ア 不動産
 - イ 上記アに掲げるものの従物
 - ウ 取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の重要な財産
- (5) 前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とする。
- (6) 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について(平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この号において「財産処分承認基準」という。)の例による。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法(明治29年法律第89号)第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- (7) 市長は、補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者へ納付させることができる。

(補助事業の完了予定期日の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定日を変更しようとするときは、市長あてに半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業完了予定日変更報告書(様式第5号)を提出し、その旨を報告するものとする。

2 完了予定日の変更が補助事業の内容に著しい変更を伴う場合は、第6条に規定する補助金の変更承認申請によるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決

定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 第3条各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助事業者に半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書(様式第6号)を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に関し、補助金が交付されているときは、交付された補助金の返還を請求することができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は補助事業が完了したときは、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書(様式第7号の1、様式第7号の2、様式第7号の3)に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に対し補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により交付額確定通知書を受けた補助事業者は、市長に対し、半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付請求書(様式第9号)により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(自家消費量等の報告)

第13条 補助事業者は、法定耐用年数が経過するまで、年度ごとの自家消費割合を記録し、管理しなければならない。

2 補助事業者は、設置年度を含めた5年度分の期間について、発電した電力量及び自家消費量等の実績について、毎年度終了後2か月以内に自家消費量に関する報告書(様式第10号)により、市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、発電した電力量や自家消費量等に関する事項について、報告を求め又は検査をすることができる。

(書類の整備保管)

第14条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第5号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

別表(第3条、第4条、第10条関係)

1. 太陽光発電設置補助金(事業所設置型)

(1) 自家消費型太陽光発電設備

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	PPA 事業者	
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 半田市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付率等を準用し、予算の範囲内で定める額とする。	
交付申請書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書 太陽光発電設置補助金(事業所設置型)(様式第1号の1)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 電力の消費計画書 2 委任状(委任する場合) 3 申請者の登記事項証明書の写し 4 半田市税の滞納がないことが分かる書類 5 その他市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書 太陽光発電設置補助金(事業所設置型)(様式第7号の1)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月末まで(令和6年度分は、市長が別に定める日)
	添付書類	1 施工前後の写真 2 契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の收受後、1か月以内	
その他交付要件	・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

(2) 蓄電池((1)の付帯設備であること)

補助の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。
-------	--

補助対象者	PPA 事業者	
補助対象事業	(1)の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ※蓄電池のみの設置は対象外 1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 2 半田市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付率等を準用し、予算の範囲内で定める額とする。	
交付申請書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書 太陽光発電設置補助金(事業所設置型)(様式第1号の1)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 補助対象事業費の内訳書 2 その他市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書 太陽光発電設置補助金(事業所設置型)(様式第7号の1)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月末まで(令和6年度分は、市長が別に定める日)
	添付書類	1 施工前後の写真 2 契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の收受後、1か月以内	
その他交付要件	・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

2. 太陽光発電設置補助金(地域共生・地域裨益型:民有地等への設置)

補助の目的	農地やため池、廃棄物最終処分場を活用した太陽光発電の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を図る。
補助対象者	PPA 事業者
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2イ(キ)に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 半田市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額	国実施要領別紙2の2イ(キ)に定める交付率等を準用し、予算の範

	囲内で定める額とする。	
交付申請書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書 太陽光発電設置補助金(地域共生・地域裨益型)(様式第1号の2)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 電力の消費計画書 2 委任状(委任する場合) 3 申請者の登記事項証明書の写し 4 半田市税の滞納がないことが分かる書類 5 その他市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書 太陽光発電設置補助金(地域共生・地域裨益型)(様式第7号の2)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月末まで(令和6年度分は、市長が別に定める日)
	添付書類	1 施工前後の写真 2 契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の收受後、1か月以内	
その他交付要件	・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

3. 太陽光発電設置補助金(公共施設設置型)

(1) 自家消費型太陽光発電設備

補助の目的	太陽光発電設備に係る整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	協定に基づき公共施設に太陽光発電を設置する PPA 事業者	
補助対象事業	自家消費型太陽光発電設備を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 半田市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付率等を準用し、予算の範囲内で定める額とする。	
交付申請書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書 太陽光発電設置補助金(公共施設設置型)(様式第1号の3)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで

	添付書類	1 電力の消費計画書 2 その他市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書 太陽光発電設置補助金(公共施設設置型)(様式第7号の3)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月末まで(令和6年度分は、市長が別に定める日)
	添付書類	1 施工前後の写真 2 契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の收受後、1か月以内	
その他交付要件	・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

(2) 蓄電池((1)の付帯設備であること)

補助の目的	太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用促進を図る。	
補助対象者	協定に基づき公共施設に蓄電池を設置する PPA 事業者	
補助対象事業	(1)の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 ※蓄電池のみの設置は対象外 1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 2 半田市内に設置されるものであること。 3 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付率等を準用し、予算の範囲内で定める額とする。	
交付申請書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書 太陽光発電設置補助金(公共施設設置型)(様式第1号の3)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 補助対象事業費の内訳書 2 その他市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書 太陽光発電設置補助金(公共施設設置型)(様式第7号の3)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月末まで(令和6年度分は、市長が別に定める日)
	添付書類	1 施工前後の写真

	2 契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の収受後、1か月以内
その他交付要件	・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。

4. 太陽光発電設置補助金(地域共生・地域裨益型:公有地等への設置) ※「4」新設

補助の目的	公有地等への太陽光発電の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と再生可能エネルギーの利用の促進を図る。	
補助対象者	協定に基づき公有地等に太陽光発電を設置する PPA 事業者	
補助対象事業	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2イ(キ)に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 3 半田市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。	
補助金額	国実施要領別紙2の2イ(キ)に定める交付率等を準用し、予算の範囲内で定める額とする。	
交付申請書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書 太陽光発電設置補助金(地域共生・地域裨益型)(様式第1号の2)
	提出期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付書類	1 電力の消費計画書 2 その他市長が必要と認める書類
実績報告書	様式	半田市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書 太陽光発電設置補助金(地域共生・地域裨益型)(様式第7号の2)
	提出期限	交付申請をした日の属する年度の2月末まで(令和6年度分は、市長が別に定める日)
	添付書類	1 施工前後の写真 2 契約書の写し 3 その他市長が必要と認める書類
補助金の交付の時期	実績報告書の収受後、1か月以内	
その他交付要件	・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。 ・法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

